

警備仕様書

なんば広場（仮称）の警備業務委託契約に関する警備仕様は以下の通りとする。

1. 委託場所

下図に示す範囲とする。

表 委託場所

路線名	区間	対象箇所
市道南北線	下図のとおり	歩道、広場、テラスベンチ

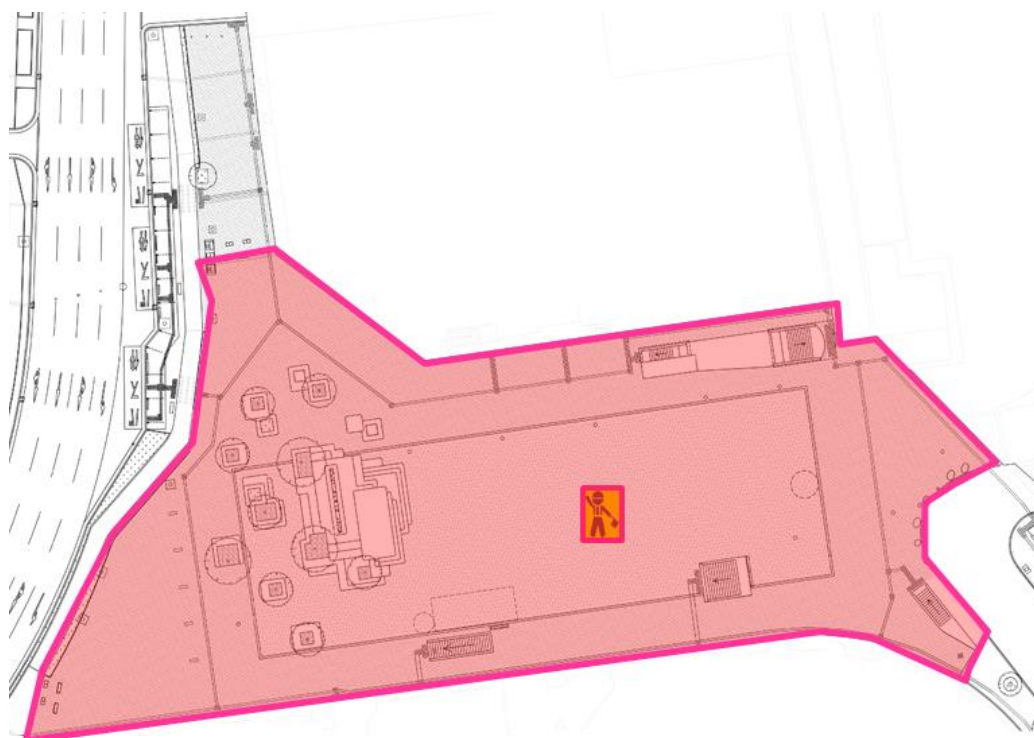


図 委託場所

2. 実施期間

2023 年 11 月 23 日から 2025 年 3 月 31 日まで

3. 適用範囲

- 1) 本特記仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- 2) 受注者は、契約書及び仕様書に明示のない場合、又は疑義を生じた場合は発注者と協議するものとする。

4. 業務体制等に関する事項

1) 業務責任者等の設置と業務体制の確立

受注者は業務責任者のほか、保安業務員をもって業務体制を組織する。

また、受注者は、その内容を本契約締結後速やかに発注者に届け出なければならない。

ア：業務責任者

業務を総合的に把握し、かつ調整を行い、保安業務員を指揮監督するとともに、従事時間帯は発注者からの業務上の依頼に対して、即座に対応がとれる体制にある者。

イ：保安業務員

業務責任者の指揮監督に従い、本業務に従事する保安業務員を下記のとおり配置すること。

配 置 ス テ ッ プ	配置予定期間	現場対応	防犯カメラ 監視	員数	備考
ステップ 1	11/23～2/29 (99 日間)	24 時間	—	1 名以上	
ステップ 2	3/1～7/18 (140 日間)	18 : 00～ 6 : 00	6 : 00～18 : 00	1 名以上	
ステップ 3	7/19～11 月下旬 (135 日間)	16 : 00～ 22 : 00	22:00～16: 00	1 名以上	
ステップ 4	12 月上旬～3 月下旬 (121 日間)	—	24 時間	1 名以上	※配置時間変更の 可能性あり

- ・実施日は月曜日～日曜日（祝日を含む）毎日実施すること。
- ・休憩時は交代要員を確保し、現場から長時間警備員が離れることがないようにすること。
- ・労働基準法に基づく休憩時間取得に伴い、業務時間内の人員を確保するために必要となる交代要員については、受注者において準備し法令を遵守すること。
- ・発注者の都合により変更を指示する場合には、それに伴い業務時間、人数を変更するものとし、委託料金変更協議の対象とする。

2) 業務計画書の作成

受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、連絡体制（交通事故等の緊急時における関係機関に対し連絡できる体制を含む。）、交通誘導手法、保安方法等、業務を行うにあたって資格等が必要な場合は資格等、業務を適正に実施するために必要な事項を記載した業務計画書を作成し、発注者に提出し承認を得なければならない。

なお、提出した内容に変更等が生じる場合は、速やかに変更後の書類を再度提出し、発注者の承認を得ること。

3) 業務実施報告書の提出等

- ・保安誘導業務員の氏名や指定する日報で日々記録を取り、週別に集約して、様式 1 により業務責任者記名のうえ、翌週の月曜日中に先週分の記録を発注者へ提出すること。
- ・週の途中であっても発注者から依頼のあった場合は、当該日までの記録について報告を行うこと。

4) 服務規律

ア 受注者は、保安誘導業務員に対し、次のとおり業務を行うに適した統一された服装等の着用や用具を業務中携帯させ、業務の従事者であることを明確にするとともに、常に清潔を保たせなければならない。

(a) 制服

警備業法により所轄の公安委員会に届け出た制服及び装備を着用すること。

(b) 誘導棒

夜間でも遠方から認識が可能な発光式のものであること。

(c) 無線機等

無線機や携帯電話等、業務中の保安業務員間で連絡を取ることできる通信器具であること。

(d) その他

業務において必要と考えるものについては監督職員と協議のうえ使用すること。

イ 受注者は、業務の履行を通じて知り得た業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。

ウ 受注者は、発注者の信用を失墜する行為をしてはならない。

エ 委託場所周辺を常に清潔に保つこと。

オ 通行人をはじめ利用者に接する場合は、親切に対応すること。

カ 休憩場所がないため、休憩等を行う場合は適切な場所で行うものとし、通行の妨げとならないよう注意すること。

5. 業務内容

1) 保安誘導業務

ア 指定の範囲を巡回し、不適正利用をしている利用者がいた場合は別紙に示す対応方針に従って、注意喚起を行う。

イ 指定した用紙（様式 1）へエリアごとにそれぞれの不適正利用の声掛けや現場発見した回数を 3 時間ごとに 1 枚記入すること。



図 記録を行うエリア分け

- ウ 現地での業務については、安全を確保し、事故のないよう十分注意して行うこと。万一事故等が発生した場合は、関係機関に報告するとともに、発注者に連絡のうえ受注者の責において解決すること。
- エ 同種のトラブルが頻発するなど、現場のみでの対応が困難な事案が発生した場合は、発注者に連絡のうえ、対応策を協議すること。
- オ アのうち、不適切行為の写真記録が可能な場合は、業務実施状況写真を撮影し、業務委託名、業務項目、実施日時及び実施場所を明記の上、業務月報に添付すること。ただし、別紙の1から5、8および11から15の行為に関しては、くれぐれも利用者や不適切行為者とのトラブルがないよう十分配慮し、無理のない範囲で記録をおこなうこと。なお、不適切行為写真の記録は代表的なものでよい。また、発注者が写真の提出を求めた際は速やかに提出すること。

2) 防犯カメラ監視業務

- ア 発注者にて設置する防犯カメラ6台を用いて、指定範囲において発見した不適正利用の事象を記録する。
- イ 指定の不適正利用を確認した際は防犯カメラのマイク機能を用いて、注意喚起を行う。
- ウ 指定の不適正利用が確認され、状況が改善されない場合は出動要請基準に従って、警備員の判断で出動し、20分以内に現場に到着するものとする。

6. 配置保安誘導業務員に関する事項

- 1) 業務の実施に際しては、事前に発注者に配置する保安業務員の氏名及び配置時間を記載した職務分担表を提出すること。
- 2) 保安業務員に変更がある場合は、職務分担表を事前に発注者に提出すること。
- 3) 保安業務員変更時には必ず十分な業務引継ぎを行うこと。
- 4) 発注者に届け出た保安業務員であっても、その後、発注者からの是正指示に対して改善が見受けられない場合は、他の適格者と交代させるなどの対応を行うこと。

7. 所要経費の負担

- 1) 業務上必要な備品等（カメラ、懐中電灯等）は受注者により用意すること。
- 2) 受注者が制定する制服・帽子等は受注者の負担で準備し、保安誘導業務員に着用させること。
- 3) 防犯カメラの設置は発注者にて行うが、防犯カメラ監視に必要なモニターやパソコンは受注者にて準備すること。

8. 損害の負担

受注者の故意又は過失により、既存施設への損害又は第三者に損害を与えた場合、受注者は賠償の責を負わなければならない。

また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

9. 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、発注者に帰属する。

【別紙】警備員の対応方針

予想される 行為	現場警備員の対応方針	不適正利用の重大な問題	防犯カメラ監視警備員の対応方針
1 露店営業	道路使用許可の申請をしているか確認をして、申請をしていない場合は中止を求め、道路使用許可の案内をする	道路占用をとっていない活動が頻発している場合	発生が確認された場合声掛けに行く (声掛けに行った回数を記録)
2 街宣活動			
3 募金活動			
4 路上ライブ			
5 路上喫煙	法令・条例等で禁止されていることから注意する	歩行者の通行を阻害する対流となっている場合	事象が確認されたら記録をとる
6 タバコ・ゴミのポイ捨て		不法投棄など大量のごみが捨てられた場合	
7 自転車の路上駐輪		歩行者の通行を阻害する範囲で路上駐輪された場合	
8 スケートボード・キックボードでの歩道の走行		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	
9 落書き	道路使用許可の申請をしているか確認をして、申請をしていない場合は中止を求め、道路使用許可の案内をする	歩行者の滞留を阻害する範囲で落書きが行われた場合	発生が確認された場合声掛けに行く (声掛けに行った回数を記録)
10 路上での看板の設置・掲出		道路占用をとっていない活動が頻発している場合	
11 客引き・勧誘行為		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	
12 酔っ払いの寝そべり・座り込み		※時期によっては発生が少ない	
13 電動キックボード	法令等で禁止されることから注意する ※規制が入るまでは声掛けをする	歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	事象が確認されたら記録をとる
14 自転車の走行		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	
15 ケンカ・窃盗・その他トラブル		警察沙汰になるような大きな問題	

【様式 1】

責任者 _____

6:00～ 9:00		不適正利用																													
		1.露店営業		2.街宣活動		3.募金活動		4.路上ライブ		5.路上喫煙		6.タバコ・ゴミのポイ捨て		7.自転車の路上駐輪		8.スケートボード・キックボードでの歩道の走行		9.落書き		10.路上での看板の設置・掲出		11.客引き・勧誘行為		12.酔っ払いの寝そべり・座り込み		13.電動キックボード		14.自転車の走行		15.その他	
		声掛け	不正利用 (道路使用許可なし)	声掛け	不正利用 (道路使用許可なし)	声掛け	不正利用 (道路使用許可なし)	声掛け	不正利用 (道路使用許可なし)	目視	声掛け	目視	声掛け	目視	声掛け	目視	声掛け	発見	声掛け	発見	声掛け	発見	声掛け	声掛け	対応困難	目視	声掛け	目視	声掛け	声掛け	対応困難
発生場所	A																														
	B																														
	C																														
	D																														
	E																														
備考																															